

鳥栖市告示第31号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第11項の規定により認可を受けた地縁による団体の告示事項の変更届出があったので、同条第10項及び地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第19条第1項第4号の規定により、次のとおり告示する。

令和8年4月22日

鳥栖市長 向門慶人

1 届出があった認可を受けた地縁による団体の名称
真木町区

2 変更があった事項及びその内容

変更前	変更後
1. 代表者の氏名及び住所 氏名 長谷部 栄一 住所 鳥栖市真木町1923番地 2	1. 代表者の氏名及び住所 氏名 井田 勝 住所 鳥栖市真木町1781番地